

登録タイル張り基幹技能者講習事務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人日本タイル煉瓦工事工業会（以下「工業会」という）が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（以下「施行規則」という）第18条の3の2の規程に基づき、国土交通大臣の登録を受けて実施する登録タイル張り基幹技能者講習事務（以下「講習事務」という）の実施に関し、同施行規則第18条の3の8に基づき、必要な事項を定める。

(講習事務実施の基本方針)

第2条 工業会は、この規程に基づき、登録タイル張り基幹技能者認定講習（以下「講習」という）の実施に必要な講習事務を厳正、適確かつ公正に実施するものとする。

(講習事務を取り扱う時間及び休日)

第3条 講習事務を取り扱う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

- 2 施行規則に定める講習及び試験を行う場合、またその実施に係る緊急の事務を要する場合は、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項の休日は、次のとおりとする。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く）
 - (4) その他、工業会会長（以下「会長」という）が定める日

(講習事務を行う事務所)

第4条 講習事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を、次のとおりとする。

名 称：(社)日本タイル煉瓦工事工業会

所在地：東京都新宿区市谷田町2丁目29番地（こくほ21 5階）

第2章 合議制機関の設置

(目的及び設置)

第5条 登録タイル張り基幹技能者講習・試験を公正に行うため、合議制機関である講習委員会を置く。

(組織及び委員の選任等)

第6条 講習委員会は、5名以上の委員によって構成する。

2 講習委員には、以下の者((社)日本タイル煉瓦工事工業会の役職員等を除く)から原則として2名以上(アから1名以上、イ～オの中から1名以上)をくわえる。

ア) 当該事業に知見を有する、総合工事業団体から推薦を受けた者又は国土交通省職員等

イ) 関係する科目の大学の教授、準教授又は博士号保有者

ウ) 関係する科目の高等専門学校の教授、準教授、工業高校の教諭

エ) 職業訓練校の教官であって、当該業種に関し、3年以上の指導経験を有する者

オ) 一級施工管理技士、技術士、一級建築士であって、当該業種に関し、監理技術者の経験がある者

3 講習委員は、会長が選任し、委嘱する。

4 講習委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 職)

第7条 講習委員会には、次の役員を置く。

委員長1名 副委員長1名

2 委員長・副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、講習委員会の職務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(解 任)

第8条 講習委員会の委員は任期満了をもって、自動的に解任される。

2 会長は講習委員が次のいずれかに該当した場合は、当該委員を解任することができる。

(1) 職務上の義務違反、その他講習委員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 心身の事故等のため、職務の遂行に堪え得ないと認められるとき

(3) 委員から辞任の申し出があったとき

第3章 講習委員会の職務

(職務)

第9条 講習委員会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 試験問題の作成及び採点基準の作成
- (2) 合否判定基準の決定
- (3) その他、講習・試験の実施に関する基本的事項及び実施に必要な事項の検討・決定

2 委員はその職務の遂行にあたって、厳正かつ公正を旨とし、不正な行為がないようにしなければならない。

(会議の開催及び議決)

第10条 講習委員会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 委員会は講習委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第4章 講習試験部会

(設置)

第11条 講習委員会の下に、委員会の職務を補佐し、講習・試験実施に係る実務を行う講習試験部会を置く。

- 2 委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会長(1名)及び副部会長(1名)は、会長が任命する。
- 4 委員は、その職務の遂行にあたって厳正かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。
- 5 講習試験部会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第12条 委員は、任期満了をもって、自動的に解任される。

- 2 会長は委員が次のいずれかに該当した場合は、当該委員を解任することができる。
 - (1) 職務上の義務違反、その他委員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 心身の事故等のため、職務の遂行に堪え得ないと認められるとき
 - (3) 委員から辞任の申し出があったとき

(職務)

第13条 講習試験部会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 講習の実施に係る準備及び運営実務
- (2) 試験の実施に係る実務
- (3) 当該業種に関する専門テキスト等教材の作成
- (4) その他、講習・試験に関する庶務

(会議の開催及び議決)

第14条 講習試験部会は、部会長が必要と認めたとき、及び講習委員会の要請があったとき開催する。

- 2 講習試験部会は、委員の過半数が出席しなければ、開催できない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは部会の決するところによる。

第5章 講習の要領

(受講資格)

第15条 講習の受講資格は、タイル張り工事に関して、10年以上の実務経験を有し、うち職長経験が3年以上の者で、かつ次に掲げる資格を有する者とする。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく、1級タイル張り技能士の資格を有する者

(受験資格)

第16条 試験を受ける者は、別に定める規程の講習を修了しなければならない。

- 2 講習を修了した者が、やむを得ぬ理由でその年の試験を受けられなかった場合、翌々年度までかつ最大2回まで講習を免除し、受験を認める。
- 3 講習を修了した者が、試験に不合格になった場合は、翌々年度までかつ最大2回まで講習を免除し、受験を認める。

(欠格要件)

第17条 次の事項に該当する者は、講習を受講することができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、2年を経過しない者

(講習の実施時期及び場所)

第18条 講習は、原則として、毎年7月を目途に実施するものとするが、詳細

の日程は、講習委員会が年度毎に定める。

第19条 講習の実施場所は、富士教育訓練センター及び全国主要地区について講習委員会が年度毎に定める。

(講習の公示)

第20条 講習の公示は、工業会のホームページ及び機関紙、講習・試験案内等により行う。

第6章 受講申請

(受講の申込)

第21条 講習を受けようとする者は、工業会所定の受講申込に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、工業会に申請する。

- (1) 住民票（抄本 申請日から2ヶ月以内のもの）
- (2) 実務経験証明書（工業会所定の証明書）を使用し、当該事業主が証明したもの
- (3) 職長経験証明書（工業会所定の証明書）を使用し、当該事業主が証明し、かつ、労働安全衛生法第60条による職長教育修了証、又は事業主以外の元請の建設業者等による証明書の写しを添付する
- (4) 1級タイル張り技能士の技能検定合格証書の写し
- (5) 受講申請者が事業主である場合は、記載事項に相違が無い旨の証明書
- (6) 申請者本人の証明写真（縦4cm×横3cm 3枚 申請日から3ヶ月以内のもの）

(受講申込書の受理・審査)

第22条 受講申込があったときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合する者を受理する。

- (1) 受講申込書に必要事項が記載され、かつ必要な書類が添付されていること
 - (2) 受講資格に関する証明書類またはその写しが添付されていること
 - (3) 申請書類の記載内容に関する事業主の証明
 - (4) 受講申請者が事業主の場合は、記載事実と相違が無い旨の誓約書
 - (5) 第22条に規定する受講料が払い込まれていること
 - (6) 第15条に規定する受講資格を有している者であること
- 2 前項の審査は、受講申込書及び添付書類で行うものとする。
 - 3 第1項の場合において、受講申込書及び添付書類等に不備を認めるときは、補正を求めたうえで、受理する。

- 4 補正余地のないとき又は受講資格を有すると認められないときは、受理できない理由を付して、受講申込書及びその他の添付書類と受講料を受講申込者に返還する。
- 5 第4項の場合において、受講料を返還するときは、受講審査に係る費用及び受講料返還に係る費用に相当する金額を、控除することができる。
- 6 受講の申込を受理したときは、次の処理を行う。
 - ① 受講申込者名簿の作成
 - ② 受講票の交付

第7章 受講料

(講習料)

- 第23条 講習の受講料の金額は、43,200円(税込)とする。
- 講義料 32,400円(税込)
受験料 10,800円(税込)
- 2 講習受講料は申請者の所属にかかわらず同一料金とする。

(講習料の収納)

- 第24条 受講申請者又は第16条第2項及び第3項により試験を受けようとする者は、所定の受験料を、工業会指定の銀行口座又は郵便振替により納付し、銀行振込又は郵便振替の受領証の写しを、講習会申込書に貼付しなければならない。
- 2 前項の納付に要する費用は、受講申込者の負担とする。

(講習料の返還)

- 第25条 納付した受講料又は受験料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しない。
- (1) 第21条に基づく審査の結果、受講資格を有しないと認められたとき又は第16条の規程による試験の受験資格を有しないと認められるとき
 - (2) 工業会の責任に帰すべき事由により、受講又は受験できなかったとき

(講習料の返還方法)

- 第26条 受講料又は受験料の返還は、次の方法により行う。
- (1) 返還する理由を通知し、受講又は受験申込者が指定する口座へ振り込むものとする
 - (2) 返還する金額は、講習料等から所要の手数料を差し引いた金額とする

第8章 講習の実施

(講習の内容)

第27条 講習は、「講義」及び「試験」により行うものとする。

(講義の実施)

第28条 講義は施行規則第18条の3の6第3号の表の上覧に掲げる科目の内容について、合計11時間30分行う。

2 各科目の講義の内容及び講義時間等については、下欄の表のとおりとする。

科 目	内 容	講義時間	講師の属性
①基幹技能者一般知識に関する科目 ＜工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項＞	＜(A) 基幹技能者のあり方 ①工事現場に於ける基幹的役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する知識	60分	教育訓練施設に在籍する者で、当該科目を担当した実績のある者、又は専門知識を有する(社)日本タイル煉瓦工事工業会の役員
	②仕事と監理者	30分	
	＜(B) 基幹技能者のあり方＞ タイル張り工事における基幹技能者の具体的役割	60分	
	＜(C) 仕事の教え方・部下の扱い方＞ ① OJT 教育に関する事項	60分	
	② 実務に役立つ話し方と関係者との調整方法	60分	
②基幹技能者の法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	60分	同上
③建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	イ) 施工管理に関する事項	60分	同上
	ロ) 工程管理に関する事項	30分	
	ハ) 資材管理に関する事項	30分	
	ニ) 原価管理に関する事項	60分	
	ホ) 品質管理に関する事項	60分	
	ヘ) 安全管理に関する事項	60分	
	タイル張り工事における 施工管理・設計図書	60分	
	計	690分	

(試験の実施)

第29条 試験は全科目の講義終了後に行い、それぞれの科目から数題出題し、合計25問の4者択一方式とする。試験時間は、合計60分とする。

① 試験の概要

科目	内容	出題方式
①基幹技能者一般知識に関する科目 ＜工事現場における基幹的な役割及び 当該役割を担うために必要な技能に関する事項＞	＜(A) 基幹技能者のあり方 ①工事現場に於ける基幹的役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する知識 ----- ②仕事と監理者	4者択一
	＜(B) 基幹技能者のあり方＞ タイル張り工事における基幹技能者の具体的役割	4者択一
	＜(C) 仕事の教え方・部下の扱い方＞ ① OJT 教育に関する事項 ----- ② 実務に役立つ話し方と関係者との調整方法	4者択一
	②基幹技能者の法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項
③建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	イ) 施工管理に関する事項	4者択一
	ロ) 工程管理に関する事項	4者択一
	ハ) 資材管理に関する事項	4者択一
	ニ) 原価管理に関する事項	4者択一
	ホ) 品質管理に関する事項	4者択一
	ヘ) 安全管理に関する事項	4者択一
	タイル張り工事における 施工管理・設計図書	4者択一
合計 25問×4点=100点		
試験時間60分		

(講習の監理)

第30条 講習の実施にあたって、厳正かつ円滑に行うため、会長は総括監理者及び監理者を選任し、各講習会場に配置する。

- 2 総括監理者は、講習会場の責任者として一切を指揮し、講習の実施を監理する。
- 3 監理者は、総括監理者を補佐し、講義・試験の監督及び試験用紙の配布、

回答用紙の回収・整理を行う。

- 4 総括監理者及び監理者は、厳正かつ公正に、講習の実施をしなければならない。
- 5 監理者は、受講票および受験票に貼付された写真により、受験者の本人確認を行う。

(講義及び試験に関する一般事項)

第31条 受講票を提示しない者は、原則として受講受験することができない。

- 2 試験問題は、毎回変えるものとする。
- 3 試験遅刻者については、試験開始後30分までは受験を認めるものとする。ただし、講義における遅刻及び途中退席は、原則認めないものとする。
- 4 試験会場からの退席は、試験開始から30分経過後でなければ、認めないものとする。
- 5 試験時は、筆記用具、受験票、時計以外のものを、机の上に置いてはならない。
- 6 試験時に配布した問題用紙等は、解答用紙を除き、特に指定しない限り持ち帰ってよいものとする。

(講義・試験中止の処置)

第32条 総括監理者は、試験会場において不正行為があった者に対しては、受験を中止させ、退場させる。

- 2 総括監理者は、講義・試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対し、退場させることができる。
- 3 総括監理者は、前2項の規程に基づく退場者があった場合には遅滞なく、講習・試験実施年月日、退場者の氏名及び退場理由等を文書により、講習委員会に報告する。
- 4 試験終了後に不正が発覚した場合、講習委員会は合格を取り消す。

第9章 合否の判定及び公示

(合否の判定基準)

第33条 試験の合否の判定基準は、次に定めるところを基準とする。

合格基準は、60点以上とする。

(試験合格者の決定)

第34条 合否の判定は、講習委員会が行い、その結果を会長に報告する。

(認定)

第35条 会長は、試験に合格した者を、「登録タイル張り基幹技能者」と認定し、その旨の通知を行う。

- 2 この資格の有効期限は、第39条に基づく「登録タイル張り基幹技能者講習修了証」の交付日より5年間とする。

(講習・試験の実施報告)

第36条 会長は、講習委員会の報告を受けて、次に掲げる事項を記載した報告書を、国土交通省に提出する。

- (1) 講習・試験の実施年月日
- (2) 講習・試験の実施会場
- (3) 講習申込者数・受講者数
- (4) 受験者数
- (5) 合格者数
- (6) 試験問題
- (7) 合格基準
- (8) 認定年月日

(実施結果の公表)

第37条 試験に合格し、「登録タイル張り基幹技能者」に認定された者の氏名等、試験の問題及び合格基準は、工業会ホームページ等で一定期間公表する。

(データベースへの登録)

第38条 「登録タイル張り基幹技能者」と認定された者は、(財)建設業振興基金のデータベース(以下「基幹技能者データベース」という)へ登録する。

第10章 講習修了証の交付

(講習修了証の交付)

第39条 会長は、登録基幹技能者と認定された者に対し、「登録タイル張り基幹技能者講習修了証」(以下「講習修了証」という)を交付する。

(講習修了証の記載事項)

第40条 講習修了証には、以下の事項を明記する。

- 2 表面
 - (1) 登録基幹技能者講習の種目(登録タイル張り基幹技能者)
 - (2) 修了証番号
 - (3) 氏名・生年月日・顔写真

- (4) 実務経験を有する建設業の種類（タイル・れんが・ブロック工事）
- (5) 修了年月日（初回の修了年月日）
- (6) 有効期限
- (7) 登録基幹技能者講習実施機関の名称と印
- (8) 登録番号

3 裏面

- (1) 「講習修了証の表面に記載の「有効期限」の期日をもって当該講習修了証は執行するものとする」と記載する。
- (2) 2項(4)の実務経験を有する建設業の種類について、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められること。

4 経過処置

- (1) 講習を修了した者、再交付を希望する者、講習修了証を更新する者に交付する講習修了証への第40条3項(1)の記載については、この規定施行後、速やかに対応するものとするが、施行後1年間の猶予期間を設けるものとする
- (2) 講習修了証の交付を受けた者は、第40条3項(1)の事項の記載を追加する事を希望する場合、講習修了証の再交付を申請することができる。その場合の手数料は、第41条1項に記載の再交付手数料を準用する

(講習修了証の再交付)

第41条 講習修了証の交付を受けた者が、講習修了証を滅失・破損などした場合、会長はその申請により、講習修了証を再交付する。

再交付手数料 3,150円(税込)

- 2 講習修了証の交付を受けた者が氏名を変更した場合、会長はその申請により、講習修了証を再交付する。
- 3 再交付を申請する者は、手数料を添え、所定の申請書に必要事項を記載し、申請する。
- 4 講習修了証の再交付に掛かる費用は、手数料と併せ申請者の負担とする。

第11章 更新講習

第42条 登録タイル張り基幹技能者は、講習修了証の交付日より起算して5年毎に更新講習を受けなければならない。

- 2 更新手続きは、講習修了証の有効期限の1年前から受付を開始することができる。
- 3 講習修了証の有効期限を経過した場合、半年以内に限り更新することができる。また、講習修了証の有効期限経過後1年以内に限り、新規講習の講義受講を免除することができる。

(更新の通知)

第43条 会長は、講習修了証の有効期限日から起算して1年以上前に、当該者に有効期限が近づいていること及び更新申請が出来る期間等を通知する。

(講習修了証の更新)

第44条 講習修了者は、講習修了証の有効期限前に、補うべき能力(知識等)を再確認し、技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力(知識等)を習得することを目的とした更新講習を受講することにより、講習修了証の有効期限を5年間更新するものとする。

2 講習修了証の更新は、登録タイル張り基幹技能者として求められる一定の能力水準が確保されていると確認された者に対して行うものとする。

(更新講習の実施方法)

第45条 更新講習の実施方法は、通信教育及び能力確認試験とする。

(更新講習の実施時期及び場所)

第46条 更新講習は、送付されたテキスト及び試験問題をもとに、資格保有者本人の自宅等で学習することにより行うものとする。

2 学習内容は、建設業法施行規則第18条の3の6に掲げる科目、内容の他登録基幹技能者制度の意義と役割及びタイル張りの専門知識に関する科目、内容について49条1項に定める内容を踏まえ学習する。

3 各科目の学習の内容及び時間等については、下欄の表のとおりとする。合計の学習時間は10時間以上おこなうこと。

科目	内容	学習時間
①登録基幹技能者制度の意義と役割	登録タイル張り基幹技能者に必要な能力に関し、補うべき新たな事項	計10時間以上
②建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、原価管理、品質管理、安全管理等技術上の管理に関する科目		
③関連法規		
④タイル張り施工に関する専門知識に関する科目		

4 更新講習は年2回(前期5月～8月 後期9月～12月)実施する。

5 更新講習の日程及び実施方法等に関する情報については、講習修了者に通知するとともに、講習実施機関である日夕煉ホームページや機関紙等

で広く周知する。

(更新講習の受講の申込)

第47条 講習修了証の更新を希望するものは、講習委員会が別に定める所定の申請様式に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、講習実施機関窓口へ申し込むものとする。

- (1) 講習修了証更新申請書
- (2) 資格取得後から受講申請時までの期間における実務経験証明書（講習実施団体所定の証明書）を使用し、当該事業主が証明したもの
- (3) 現在保有している登録タイル張り基幹技能者講習修了証の写し
- (4) 1級タイル張り技能士の技能検定合格証の写し
- (5) 申請者本人の証明写真1枚（無帽 縦4cm×横3cm 3枚 申請日から3ヶ月以内のもの）
- (6) 更新講習受講料の振り込み領収書の写し

(更新講習の受講料)

第48条 更新講習の受講料は、¥7,350円（税込み）とする。

- 2 更新講習受講料は申請者の所属にかかわらず同一料金とする。

(更新講習の内容)

第49条 通信教育に使用される更新テキストの内容は、当初の講習において与えられた能力（知識）及び技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力（知識等）が適切に含まれているものとし、特に、前回有効期限内における関係法令の改正内容、施工管理等の変更内容など習得すべき事項が必ず含まれるようにしなければならない。

- 2 更新講習申請者に対しては、更新テキスト等の内容を十分に学習した上で、自己の知識に基づき試験の回答を作成し、定められた期限までに返送することについて、周知徹底を図るものとする。

(試験問題の作成)

第50条 試験問題の作成は第9条（1）により講習委員会にて行う。なお、試験問題は、通信教育の内容を踏まえたものとし、技術進歩や法令改正等に応じて継続的に見直しを行うとともに、一定期間ごとに変更するものとする。

- 2 試験問題は、基幹技能者制度の意義と役割、施工管理、工程管理、品質管理、安全管理、関係法令等の共通事項からから25問、タイル張り工事に関する専門的事項から25問の計50問を出題し、筆記試験により実施する。

(合否判定基準)

第51条 配点は1問につき2点配点の100点満点とし、60点以上を合格基準点とする。

- 2 ただし、総合点に置いて合格基準に達した場合であっても、共通事項および専門的事項の各事項の正答率が6割(50点満点中30点)に達しない場合は不合格とする。

(合否の判定)

第52条 合否の判定は第34条により行う。

- 2 合否判定に当たっては次の点を留意し行う。

- (1) 現に登録タイル張り基幹技能者としてタイル張り施工業務に従事していること
- (2) 第51条に定める合格基準を満たしていること

(認定)

第53条 会長は、試験合格者に対し講習修了証の更新を認める旨を通知し新たな講習修了証を交付する。

- 2 更新後の講習修了証の有効期限は、従前の講習修了証の有効期限末日の翌日から起算して5年間とする。ただし、講習修了年月日については初回講習修了時の期日であって更新後変更しない。

(不合格者への通知及び補習・再試験)

第54条 会長は、試験に不合格となった者に対してその旨通知し、講習修了証の更新のためには一定水準の能力(知識等)の習得ため、補習及び再試験が必要である旨を併せて通知する。

- 2 前項の通知を受け、なお更新を希望する者に対しては、模範解答を示し、自己の誤り部分を認識させた上で、補習及び再試験を実施する。
- 3 再試験で第51条に定める合格基準点に満たない者の処遇については、講習委員会で審議決定する。
- 4 2項に規定する補習・再試験の実施により補うべき能力の(知識等)の習得が確認出来た場合、会長は当該受講者に対し講習修了証の更新を認める旨通知する。
- 5 前項の場合の講習修了証の有効期限は、従前の講習修了証の有効期限末日の翌日から起算して5年間とする。また、第42条3項の場合も同様とする。

(更新講習の実施に関するその他必要事項等)

第55条 更新講習の実施に関するその他必要事項等は、会長が別に定めるところによる。

第12章 資格の失効

(資格の失効)

第56条 登録タイル張り基幹技能者が正当な理由なく、有効期限の最終年度に実施される更新講習を受けなかった場合、その資格は失効する。

(資格の再登録)

第57条 資格を失効した者が、次年度又は直近の更新講習を受けた場合は、更新講習を修了した時点で講習修了証を再交付し、「基幹技能者データベース」への再登録を行う。

第13章 雑則

(秘密の保持)

第58条 講習事務に携わる者は、講習事務実施に係る職務に関して知り得た情報等を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第59条 講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を、登録基幹技能者講習事務の全部を廃止するまで、保存しなければならない。

- (1) 講習の実施年月日
 - (2) 講習の実施場所
 - (3) 受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別
 - (4) 講習修了証の交付年月日
- 2 講習・試験の申込書及び添付書類、終了した講習及び試験問題及び答案用紙は、講習を実施した日から3年間、保存しなければならない。
- 3 前項に規定する帳簿及び書類等の保存、管理は工業会で行い、確実な方法で保存しなければならない。
- 4 第1項に掲げる事項が、PC等の電子ファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて紙面に表示できるときは、帳簿への記載に代えることができる。

(講習事務の細則)

第60条 この規程に定めるもののほか、講習事務の実施に必要な事項は、講習委員会が別に定める。

(講習事務規程の改廃)

第61条 この規程の改廃は、講習委員会が承認を行い、国土交通大臣に届出る。

附則

本規程は、平成24年 7月27日から施行する。

本規定は、平成29年 7月27日から施行する。

本規定は 平成30年 4月 1日から施行する。